

令和8年度 野々市市北国街道出店等支援事業 補助金 ～申請の手引き～

令和8年1月6日 一部改正

令和8年4月1日 一部改正

【目次】

○ 重要事項の説明	．．．．．	1 ページ
書類送付・問い合わせ先		
1 事業内容	．．．．．	2 ページ
2 補助対象者	．．．．．	3 ページ
3 補助対象事業の説明	．．．．．	4 ページ
4 補助対象経費の説明	．．．．．	5～6 ページ
5 手続きについて	．．．．．	6～7 ページ
6 留意事項	．．．．．	8 ページ

「重要事項」の説明

下記事項を必ずご理解いただいたうえで申請をお願いいたします。

1. 「補助事業認定決定日」前に事業の実施があったものは補助金を受け取れません。

必要な書類を添えて補助事業の認定申請をした後、市から申請者に対し、「認定決定通知書」が送付されます。その「認定決定通知書」に記載のある「認定決定日」前に事業を開始したものは補助対象外となります。

2. 事業完了後、速やかに事業費の支払を済ませてください。

補助事業者が自ら定めた事業完了日までに事業を完了させ、事業完了後、速やかに事業経費の支払いを済ませる必要があります。

3. 期日までに交付申請・実績報告がないものは補助金を受け取れません。

補助事業認定決定を受けた事業が完了した日の属する月の翌月末までに、補助金交付申請書及び補助事業明細書等を提出する必要があります。この期日までに交付申請書及び補助事業明細書の提出がないものは補助対象外となります。

4. 本補助金は、令和8年度までの限定制度です。

令和8年度までの期間限定の制度となりますので、活用を検討されている方は、申請時期やスケジュールについてご注意ください。

書類送付・問い合わせ先

野々市市地域政策部地域振興課文化振興係

921-8510 野々市市三納1丁目1番地

TEL 076-227-6121

FAX 076-227-6205

E-mail chiiki@city.nonoichi.lg.jp

HP <https://www.city.nonoichi.lg.jp/soshiki/9/52158.html>

HP QRコード



1 事業内容

(1) 目的

旧北国街道沿いに商業店舗の出店を促すことにより、空家等の利活用の推進や地域の利便性向上、産業の活性化を図り、もって旧北国街道周辺のにぎわいの創出に資するため、旧北国街道沿線に出店する者に対して補助します。

(2) 概要

旧北国街道沿線に商業店舗を出店等する事業者に対して、市が出店等に係る経費の一部を補助します。

○「旧北国街道沿線」とは

旧北国街道（本町地区）における歴史的街並みの保全を目的として設定するエリアです。

具体的には、野々市市本町一丁目から四丁目の本町通り（旧北国街道）沿いで、次の図に示す範囲が対象エリアとなります。

なお、対象路線に接する敷地の店舗が補助の対象となります。



(3) 補助限度額・補助率

【限度額】最大 220 万円 【補助率】1/2 以内

(4) 補助対象経費（税抜）

①建物取得費、②改修工事費、③設備取得費

(5) その他

本補助金は、1 事業者につき 1 回限りの交付となります。

2 補助対象者

以下の要件をすべて満たす者とします。

中小企業者であること。

※この補助金における「中小企業者」とは、中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者をいいます。ただし、資本金・従業員数が中小企業規模ではあるものの、大企業の傘下に入っており、実質的な経営を親会社が行っているような「みなし大企業」は除きます。

○中小企業者の定義

	下記のいずれかを満たすこと	
	資本金の額又は出資金の総額	常時使用する従業員の数
製造業、建設業、運輸業その他の業種 (下記以外)	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

野々市市商工会又は野々市市観光物産協会のいずれかに加入すること。

※未加入の場合は、補助金の実績報告書提出時までに加入してください。

創業者（創業5年以内又新事業開始後1年以内の方）の場合は、市の創業支援事業（創業塾、創業セミナー等）を受けていること。

※未受講の場合は、補助金の交付申請書・補助事業明細書提出時までに受講してください。

市税に滞納がないこと。

代表者又は役員が野々市市暴力団排除条例に規定する暴力団員でないこと。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する営業を行う者でないこと。

店舗等の開設について、他の補助金の交付を受けていないこと。

※市の次の補助金との併用は不可

- ・野々市市商工会創業支援事業補助金（機器備品費等、委託費）
- ・本社機能立地促進補助金
- ・企業立地促進助成金
- ・いしかわ大学連携インキュベータ卒業企業立地促進補助金

過去にこの補助金の交付を受けていないこと。

※本補助金は、1事業者につき1回限りの交付となります。

3 補助対象事業の説明

事業名	新規出店支援事業	既存店支援事業
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・旧北国街道沿線に店舗を持たない者が新たに出店（開設） ・旧北国街道沿線に店舗を持つ者が、既存の店を営業しつつ新たに出店（増設） 	<ul style="list-style-type: none"> ・旧北国街道沿線に店舗を持つ者が当該店舗を継続（継続） ・旧北国街道沿線に店舗を持つ者が、業種変更した上で当該店舗を継続（業態転換）
補助対象となる店舗	<p>【業種】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、洗濯・理容・美容・浴場業、旅行業、その他市長が認める事業 ※チェーン店、フランチャイズ店は不可 ※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業に係るものは不可 <p>【店舗】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧北国街道沿線（対象路線）に接する敷地の店舗であること。 ・地上1階に店舗を設けること。 ※入口と店舗部分の両方が1階にあること。 ※移動販売車（キッチンカー等）は不可。 <p>【営業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1日当たり4時間以上かつ1週間当たり5日以上営業を行うこと。 ・1日につき1人以上の従業員（代表者、役員も可）が常駐すること。 ・顧客と対面して商品の販売やサービスの提供等を行うこと。 ※無人販売は不可 ・補助金の交付後、2年以上営業を行う見込みのあること。 	
補助対象経費	店舗の開設、増設、継続又は業態転換に要する次の経費 <ul style="list-style-type: none"> ・建物取得費 ・改修工事費 ・設備取得費 	
補助率	1 / 2 以内	
補助限度額	100 万円（※歴史的建築物を活用した店舗の場合は 200 万円）	50 万円（※歴史的建築物を活用した店舗の場合は 100 万円）
	<p>※「歴史的建築物」とは、昭和 30 年以前に建てられた主屋・蔵等をいいます。物件が該当するかの確認は、市生涯学習課文化財係（227-6122）に問い合わせしてください。</p> <p>補助対象者が 35 歳未満の方又は女性の方は、各 10 万円加算</p>	

4 補助対象経費の説明

(1) 基本事項

補助対象経費は、以下の条件をすべて満たすものとします。

- 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- 認定決定日以降に発注し、自らが設定した事業完了日までに支払が完了した経費
- 証拠資料によって支払金額が確認できる経費

(2) 各費目の説明

①建物取得費

【対象となる経費例】

事業の遂行に必要な店舗（建物）の購入費、建築工事費（設計費含む。）

【対象とならない経費例】

土地の取得に係る費用、登記に要する費用、公租公課（建築確認手数料、不動産取得税等）、親族からの取得による費用、事業の用に供しない部分（住居部分等）に係る費用

②改修工事費

【対象となる経費例】

事業の遂行に必要な店舗（建物）の改修工事費

【対象とならない経費例】

土地の取得に係る費用、登記に要する費用、公租公課（建築確認手数料、不動産取得税等）、親族からの取得による費用、事業の用に供しない部分（住居部分等）に係る費用

③設備取得費

【対象となる経費例】

事業の遂行に必要な機械装置、工具器具、備品等の購入費

【対象とならない経費例】

自動車等車両・自転車・文房具等の事務用品等の消耗品代・パソコン・事務用プリンター・複合機・タブレット端末・ウェアラブル端末・電話機・家庭及び一般事務用ソフトウェア（これらの支出は全て**汎用性が高いものとして対象外**となります。）、販売商品の仕入れ費用、親族からの取得による費用、事業の用に供しない部分（住居部分等）に係る費用

【留意事項】

- ・リース、レンタルに係る費用は補助対象外となります。
- ・汎用性があり目的外使用になり得るもの（パソコン等）の購入等は補助対象外となります。

(3) 補助金の証拠書類についての基本的な考え方

補助金の交付には、透明性、客観性、適切な経理処理が要求されます。適切な経理処理の証拠となる書類を整理のうえ提出してください。証拠書類が確認できない場合は、補助対象とすることができませんので、しっかりと書類を整えるようご注意ください。

※支払い（手続き）が事業完了日内でないと補助対象として認められません。（例えば、口座引落の場合、口座から引き落とされた日が、事業完了日を過ぎている支払いについては、全額補助対象外となりますので、ご注意ください。）

※領収書とは、代金を支払ったことを証明するものとして取引先から発行される書類です（レシートは不可）。

※クレジットカード払いの場合は、カード会社からの明細、及び口座から引き落とされたことが分かる書類（通帳のコピー等）を提出ください。

5 手続きについて

(1) 事業計画認定申請書の提出 → <提出先>野々市市地域振興課

【提出時期】 事業着手前まで

[提出するもの]

<共通>

事業計画認定申請書

事業計画書

※創業者の場合は、計画書の内容について野々市市商工会の確認が必要です。

誓約書

市税に未納の税額がない旨の証明書（発行日が提出日から3か月以内のもの）

※野々市市税務課で発行のもの

営業に当たって必要な許可証等の写し

店舗物件の位置図

店舗物件の写真（着手前の外観及び店内）

補助対象経費を確認できる書類（見積書、カタログ等）の写し

建物の取得や増改築、改修工事を行う場合は、工事内容等の分かる図面、内訳書等の写し

その他市長が必要と認める書類

<法人>

履歴事項全部証明書（発行日が提出日から3か月以内のもの）の写し

決算書（貸借対照表および損益計算書、直近1期分）の写し

<個人事業主>

写真付き本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）の写し

直近の確定申告書の写し

(2) 事業計画認定決定～事業実施

市は提出された事業計画認定申請の内容を審査したうえで、事業計画の認定を決定し、「認定決定通知書」を申請者に送付します。この認定決定通知書に記載されている「認定決定日」以後に事業の実施が可能となります。

なお、認定決定後に補助対象事業に係る額等が変更となる場合は、事前にご連絡ください。

(3) 交付申請書・補助事業明細書の提出 → <提出先>野々市市地域振興課

補助対象事業が完了したら、速やかに事業経費の支払いを済ませ、**補助対象事業が完了した日の属する月の翌月末までに交付申請書及び補助事業明細書等を提出してください。**

[提出するもの]

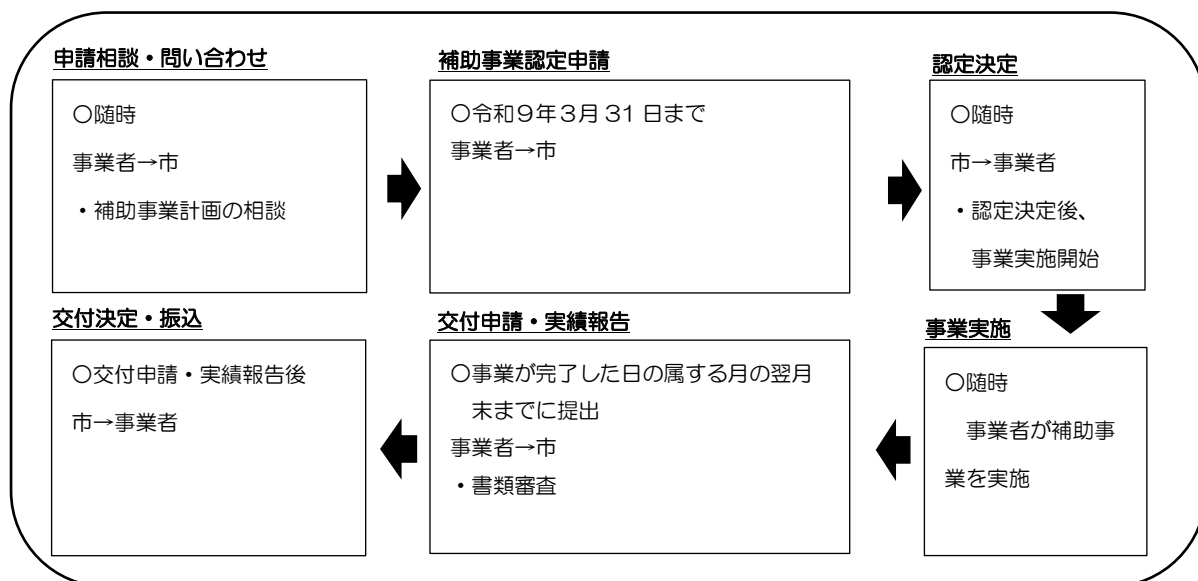
- 補助金交付申請書
- 補助事業明細書
- 営業に当たって必要な許可証等の写し ※認定申請時に未提出の場合
- 店舗物件の写真（完成後の外観及び店内）
- 補助対象経費の支出が客観的に分かる書類（領収書の写し、振込の控え、ネットバンキングの記録のプリントアウト等）
- 営業内容のわかる書類 ※任意提出
(チラシ、パンフレット、ホームページをプリントアウトしたもの等)
- その他市長が必要と認める書類

(4) 補助金の交付決定～振込

提出された交付申請書・補助事業明細書の内容を審査したうえで、補助金の交付額を確定し、「補助金交付決定通知書」を補助事業者へ送付します。

この後、提出いただいた請求書に基づき、補助事業者の口座に振り込みをいたします。

【参考】手続きの流れ



6 留意事項

(1) 建築関係手続きについて

出店に伴い、建物の用途の変更や、建物の増築・改修工事等を行う場合は、建築関係の手続きが必要となる場合があります。詳細については、市建築住宅課建築指導係（電話 227-6136）に問い合わせください。

(2) 現状変更協議について

旧北国街道沿線は、歴史的街並みの保全を目的として、建築物等の現状変更に係る届出制度を設けています。建築物の外観の変更などを行う際は、事前に「現状変更協議書」を市生涯学習課へ提出してください。

○現状変更行為一覧（次の行為に該当する場合は、現状変更協議書の提出が必要）

建築物等（付属する門、塀等の工作物を含む）	新築、増築、除去、外観を変更することとなる修繕、模様替え又は色彩、材質の変更
広告物・看板等	新設、増設、移動、掲示内容の変更等
樹木等	歴史的街並みを保全するエリアの景観に影響を与える樹木の伐採等

○問い合わせ先

野々市市教育部生涯学習課文化財係（227-6122）

ホームページ <https://www.city.nonoichi.lg.jp/soshiki/37/41991.html>

(3) 歴史的建築物修復事業補助金について

歴史的街並みの保全を目的として、歴史的建築物の修理・修復に対する補助制度があります。出店等に際し、補助対象経費が重複しない場合は北国街道出店等支援事業補助金との併用が可能です。

（例：北国街道出店等支援補助金で内装工事、歴史的建築物修復事業補助金で外装工事を実施）

歴史的建築物修復事業補助金の詳細は、市生涯学習課まで問い合わせてください。

○問い合わせ先

野々市市教育部生涯学習課文化財係（227-6122）

ホームページ <https://www.city.nonoichi.lg.jp/soshiki/37/44855.html>

(4) 補助金の返還について

補助金の交付決定後、2年を経過する日までに、店舗の営業の縮小、休止又は廃止をした場合は、交付した補助金の全部又は一部を返還していただきます。